

第2号議案

豊後大野市国民健康保険税条例の一部改正について

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成31年2月25日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

国民健康保険の被保険者に係る中間所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の税率を引き下げる必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊後大野市国民健康保険税条例（平成 17 年豊後大野市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「100 分の 3.60」を「100 分の 2.90」に改める。

第 8 条中「100 分の 3.20」を「100 分の 2.70」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の豊後大野市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。